

建設工事等入札参加資格審査申請実施要領

令和5年度及び6年度において、夕張市発注の工事及び設計・測量・地質調査等について入札参加を希望する方は、次の事項を遵守し申請書を提出してください。

なお、審査の結果有資格者となっても、入札に参加する資格を得られたというだけで、必ず発注があるということではありません。

1 審査基準日

令和5年1月1日（随時申請の場合にあつては、申請する月の初日）

2 資格要件

(1) 共通的要件

ア 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人でない者。ただし、未成年者、被補佐人及び被補助人であつて、契約締結に必要な同意を得ている者を除く。（地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項第1号）

イ 破産者で復権を得ない者でないこと。（政令第167条の4第1項第2号）

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者でないこと。（政令第167条の4第1項第3号）

エ 契約に関して不正行為を行い、競争入札への参加を排除されている者でないこと。（政令第167条の4第2項）

オ 次に掲げる税等に滞納がない者。

（ア） 国税（法人税、消費税等）

（イ） 都道府県税

（ウ） 市町村税（申請者所在地）

（エ） 夕張市各種使用料金

カ 暴力団員（夕張市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1項第3号）または暴力団関係事業者（条例第2条第1項第4号）に該当しない者。

(2) 契約の種類ごとの要件

ア 建設工事の場合

（ア） 審査基準日において、建設業法による営業の許可を受けてから2年以上営業年数があること。

（イ） （ア）の許可を受けた建設業について経営事項審査の結果及び総合評定値の通知を受けており、かつ、その通知の基準日（＝決算日）が令和3年9月2日以降であること。

（ウ） （イ）の経営事項審査結果通知において、許可に係る建設業の基準決算期または基準決算期以前の決算期に完成工事高があること。（3年平均を採用した場合でも、あくまで直前2年の各事業年度のいずれかの決算において完成工事高を有し

ていること。)

イ 設計等の場合

- (ア) 審査基準日において、引き続き1年以上その資格に関する事業を営んでおり、かつ、直前1年間にその事業に関する売上高を有していること。
- (イ) 建築設計にあつては、建築士法による一級建築士事務所または二級建築士事務所の登録を受けていること。
- (ウ) 測量にあつては、測量法による測量業者の登録を受けていること。
- (エ) 個人にあつては、契約の確実な履行に必要とする従業員数（代表者を含む。）が3人以上であること。

3 資格の種類

資格の審査は、契約の種類ごとに別表に掲げる区分により行います。

4 申請の受付等

(1) 受付期間

令和5年2月1日(水)～令和5年2月10日(金) 期間内消印有効
午前8時45分～午後5時30分(土・日曜日、祝日を除く)

(2) 受付場所

〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地
夕張市役所 総務課総務係

(3) 申請方法

新型コロナウイルス感染防止対策のため、対面による申請受付は行わず、原則郵送(普通郵便、レターパック等郵送方法は問いません。)による受付としますので、必ず期間内に提出してください。

(4) その他

別途、随時による申請も受付いたします。詳細は改めてご案内いたします。

5 提出書類(工事・設計等共通)

必ず建設工事・設計等チェックシートを参照し、不足書類のないようご確認ください。

(1) 建設工事等入札参加資格審査申請書(市町村統一様式)

- ア 様式1 建設工事等入札参加資格審査申請書
- イ 様式2 経営事項審査結果通知書の写し(建設工事の資格を希望する場合)
- ウ 様式3 工事(事業)経歴書
- エ 様式4 技術者名簿
- オ 様式5 身分証明書(個人企業のみ添付。審査基準日前3ヶ月以内発行のもの)
- カ 様式6 登記事項証明書(法人のみ添付。審査基準日前3ヶ月以内発行のもの)
- キ 様式7 許可・登録に関する証明書等の写し

- ク 様式8 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し(工事のみ)
- ケ 様式9 建設工事入札参加資格審査申請書付票(原本・写し)
- コ 様式10 設計等入札参加資格審査申請書付票(原本・写し)
- (2) 国税・都道府県税・市町村税の納税証明書(コピー可。審査基準日前3ヶ月以内発行のもの)
 - 北海道及び夕張市に納税義務がない場合は、本店又は受任者が所在する都府県・市町村の納税証明書を添付してください。
 - 市町村税の申請所在地が夕張市にある場合は、各種税等閲覧同意書を提出してください。
- (3) 暴力団排除に係わる誓約書(夕張市暴力団排除に関する契約措置要綱様式1号。様式をダウンロードして作成)
- (4) 返信用封筒(審査結果通知書郵送用。84円切手を貼った返信用封筒(長形40号以上)に返信先を記載したもの)
- (5) 建設工事・設計等チェックシート送付票(どちらも希望する場合は2枚とも提出)
- (6) 委任状(契約等の権限を委任する場合。任意様式)
 - 有効期間は令和5年4月1日～令和6年3月31日の範囲で提出してください。令和6年度分については新たに提出してください。

6 提出書類(設計等)

- (1) 直近一期分の決算書または事業報告書
- (2) 引続き1年以上前から事業を営んでいることを証する書類
- (3) 直前1年間に事業高があったことを証する書類(1年以内に契約した業務の契約書等)
- (4) 従業員数が3人以上であることを証する書類(従業員数が確認できる賃金台帳等)
- (5) 法定保険加入状況が確認できる書面

7 申請用紙の購入

申請書は社団法人北海道土木協会において有料で頒布しております。

〒060-0002 札幌市中央区北2条西3丁目1-21 札幌北2条ビル4F
一般社団法人 北海道土木協会

Tel 011-271-3681 Fax 011-271-7656

頒布価格 手引(作成要領)、申請書様式：1, 100円(税込)

8 その他

ご不明な点は、夕張市役所建設課建築住宅係までお問い合わせください。

〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地

Tel (0123) 52-3119 Fax (0123) 52-5302

Email ybrken@city.yubari.lg.jp

別表

業種分類表

1 建設工事に係る資格

区分		
土木工事	建築一式工事	大工工事
左官工事	とび・土工工事	石工事
屋根工事	電気工事	管工事
タイル・レンガ工事	鋼構造物工事	鉄筋工事
舗装工事	しゅんせつ工事	板金工事
ガラス工事	塗装工事	防水工事
内装仕上工事	機械器具設置工事	熱絶縁工事
電気通信工事	造園工事	さく井工事
建具工事	水道施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	解体工事	

2 設計等に係る資格

区分		
測量	地質調査	土木設計
建築設計	技術資料	道路清掃